

●倒産、解雇、高齢者に対しての改正

1. 国民健康保険料の軽減措置

倒産、解雇の場合、保険料算定となる前年度の収入を1/3に
圧縮して保険料を計算。
これは、4月1日から実施されています。

2. 継続雇用の場合の標準報酬月額の見直し

定年退職、定年の定めのない会社を退職、継続して雇用された方で
特別支給の老齢厚生年金を受けている方の再雇用の際、
給与が大幅に下った場合は、4ヶ月経過を待たずに標準報酬月額の
引き下げをする。
これは、10月1日から実施されています。

●西尾はこう思います。

今年も、少子化対策の一環としてとして、子育てサポートに多くの措置が
されました。

厚労省の7月の発表では、H21年度の育児休業取得率は女性が85.6%、
男性が20年度からアップしたとはいうものの、1.72%です。

10年前の平成11年は女性56.4%、男性0.42%。

JILのレポートによると、育児休業の取得が進まない理由について、
中小企業では、取得そのものが難しい、制度がない、前例がない、
大企業では、取得出来ても、休業前後の両立の困難さが取得を躊躇させる
理由として挙げています。

取得をすると同僚に迷惑をかける、この不景気の中、取得後復帰した時に、
従前のポストや仕事があるか不安を感じるのももったいな話です。

この頃、労働問題を考える場で、ワークバランスということが言われています。
生活に占める労働の比重をどう考えるかということです。

現役世代では、当然生活に占める労働の比重が大変重く大きいですが、
人間は働く「機械」ではなく、親も子もいるわけですから、
子育てや家族介護も、現役の時代に、当然発生します。

少子高齢化の進む中で、企業、働く方達双方に、
仕事をしながら子育てをするのがあたりまえ、
仕事をしながら家族介護をするのは当然、
といった
仕事と家族についてのもっと深い意識の共有
が必要だと思えます。

★トピックス～国民年金保険料の納付について～

11月に、国民年金保険料を10年前まで遡って納付することが可能に
という報道をお伝えしましたが、
改正法案が、今回閉会した臨時国会で、参議院での継続審議となり
成立しませんでした。
成立していれば、施行日は、
平成24年4月までの法令で定める日
だったのですが、少し遅れるかもしれない状況となりました。

~~~~~編集後記~~~~~

今年もいろいろなことがありました。

個人的には、  
仕事の間を頂き、

多くの方にいろいろお教えいただくことも多く  
意義深い一年になったことを  
ご縁のあったすべての皆様に  
とても感謝しています。

そして、美味しいものをいただき、  
美味しいビールをいただく機会にも、  
これは、そうそう多くはありませんでしたが  
恵まれまして、併せて感謝しております。

来る平成23年の皆様のご健康とご多幸を  
心より祈念いたしております。

来年1月1日のメールマガジンは  
ごあいさつのみとさせていただきますが、  
来年もどうかよろしくお願ひ申し上げます。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝
〒604-8155
京都市中京区錦小路通室町東入ル
占出山町308 ヤマチュービル2F N10
電話&FAX(075)241-4586
メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。*

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報
発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>